



# 環境に配慮し、地域に貢献する 宿泊施設の取組みを開示

NPO法人エコロッジ協会は自然と環境への配慮を重視した宿泊施設を支援する特別非営利活動法人です。

## 登録認定制度のご案内

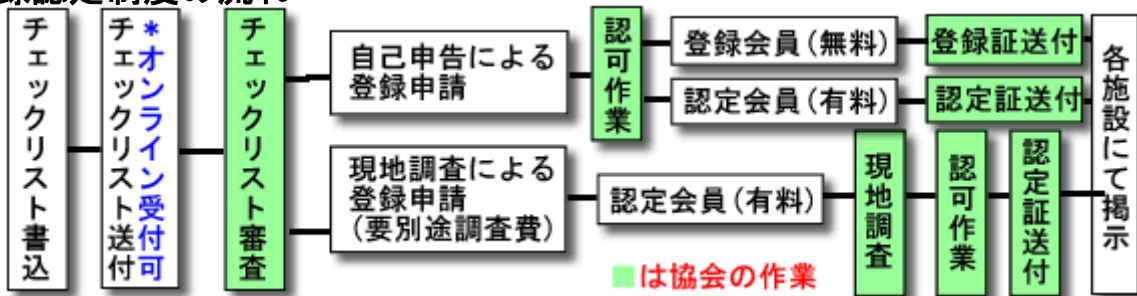
本当に「エコ」な宿に泊まりたい！  
客観的証明でエコ度を表示しよう

### 登録認定制度導入のメリットとは？

環境配慮や地域貢献を宿泊客に開示し、他施設との差別化として登録認定制度を設けました。チェックリストの達成度を公開することで、運営姿勢や環境への取組みの透明性を社会にアピールすることができるほか、第3機関が認定することで、その信頼性が確実のものとなります。エコである根拠を証明できるのです。

登録・認定種別	各カテゴリ達成率	総合達成率	更新期間	費用	ロゴ
登録  Member	問わない	問わない	なし	登録料 無料	若葉
認定50+  50+	50%以上	50%以上	2年	認定料 1万円	梅
認定70+  70+	50%以上	70%以上	2年	認定料 1万円	竹
認定90+  90+	50%以上	90%以上	2年	認定料 1万円	松

### ▼登録認定制度の流れ



書面(FAX・郵送)、電子(ウェブサイト)申請のいずれかでお申込ください。便利な電子申請を是非ご利用下さい。

# 登録認定制度施行要領

- 申請資格:** 環境問題や地域貢献に対しての取組み開示に賛同して頂ける、自然が比較的多い立地に恵まれている小・中規模の宿
- 登録・認定合否通知:** 登録認定作業は一年に6回行っています。当協会のウェブサイト、ニュースレター等で施設名等の告知を致します。同時に登録証または認定証を交付します。
- 登録・認定制度導入後の特典:**
  - 登録施設:** 日本語と英語のウェブサイト記載(施設名、所在地の表記とリンクのみ)・ニュースレターリンク、イベント情報掲載、会報誌掲載
  - 認定施設:** 日本語と英語のウェブサイト掲載(各1ページ)・ニュースレターでの施設紹介、マーケティングサポート、イベント情報掲載、会報誌掲載、会員価格
- 申込方法及び登録・認定料:** 電子申請(ウェブサイト)または書面申請(FAX・郵送)のいずれかでお申込ください。お申込には大変便利で資源・経費節約にもなる電子申請を是非ご利用下さい。
  - 電子申請(自己申告):** 当協会のウェブサイトアクセスし、メニューの「エコロジ度オンラインチェック」からお入りください。
  - 書面申請(自己申告):** 当協会のウェブサイトアクセスし、中央のボタン「エコロジガイドライン」のページからチェックリストをダウンロードし、FAX、郵送、持参にて受付けています。ダウンロードが出来ない場合はA4判が入る返信用封筒(縦33.2cm×横24cm〈角型2号〉)に140円分の切手を貼付し、施設名・担当者名・ご住所を明記の上、当協会登録認定係あてにご送付ください。持参の場合は原則平日9-17時で受付けています。
  - 現地申請(調査員による査定):** 不正申告を避けるため協会調査員による現地認定(登録はできません)を行います。チェックリストを一度試みられ、認定レベルに達していれば当該申請が可能です。調査により間違いがなければ、現地調査済の印を押印の上、認定証を発送致します。なお、調査員派遣による交通費・宿泊費は申請者に別途負担頂きますので予めご了承ください。
  - 登録料:** チェックリストの達成率を開示することに賛同されたお宿は登録料は頂きませんが、寄付は歓迎致します。
  - 認定料:** チェックリストのカテゴリⅠ～Ⅵの全てを50%以上達成しているお宿を当協会の正会員として認定します。認定書交付の際同封されている請求書指定の銀行口座へ年会費として一口1万円をお納め下さい。認定証は発行日から2年間有効ですので、2年分お支払い頂けると幸いです。
- 免除申請:** GPNエコチャレンジホテル旅館データベースに掲載されている宿で、当該免除申請をされる場合は、チェックリストカテゴリⅥの21項目(エコロジとしての環境配慮)のみ提出されることで、登録証の交付を致します。認定を希望される場合は、前項目を再度提出して頂く必要があります。
- 登録事項の変更、登録・認定証の再交付:** 登録証記載の施設名及び住所・担当責任者などが変わった場合は、遅滞なく登録事項変更の届出をしてください。登録・認定証を亡失、又は著しく損じたときは、再交付の申請をしてください。その場合は、再発行手数料を頂きます。また、チェックリストの該当項目の増減による登録・認定種別の変更については随時受け付けておりますので、お問い合わせ下さい。
- 登録・認定の抹消:** 事業の廃止、協会脱退等による登録の抹消は当協会へご連絡ください。虚偽報告や利用客等によるクレーム等により登録認定制度を著しく傷つけた場合は登録・認定の抹消をされる場合があります。透明性を重視する登録認定制度ですので、ご留意願います。
- 登録・認定後の手続きについて:** 登録・認定証共に有効期間は発効日から2年です。自己申告に基づく認定と協会調査員による現地調査を通しての認定と2種類あります。後者の場合は、調査員による現地調査済の印が認定登録証に押印されてからの送付になります。
- 個人情報の取扱いについて:** 登録認定制度申請により取得した個人情報は、登録認定業務、環境に配慮した宿泊施設の普及啓蒙事業、統計目的以外に使用することはありません。

登録認定制度

✓ 環境に配慮し、地域に貢献する  
宿泊施設の取組みを開示



エコロジ協会 |

検索